

配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）の策定について

本県における「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」は、DV防止法で策定が義務付けされた法定計画であり、現行の2次計画の計画期間（5年間）が平成24年度末で終了するため、それに引続き3次計画を平成24年度中に策定します。

